

部長職各位  
課長職各位

日野市特措法新型コロナウイルス対策本部  
本部長 大坪 冬彦

## 緊急事態宣言期間中における基本的対応方針について(通知)

令和3年1月7日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受け、宣言期間中の基本的対応方針は、下記のとおりとする。なお、本方針は今後の感染拡大状況により変更することがある。

### 記

#### 1 期間

令和3年1月8日から緊急事態解除宣言まで

#### 2 市行政機能を維持するための共通事項

##### (1)感染予防策の徹底

三密(密閉、密集、密接)の回避、マスク着用、手洗いまたは消毒液の使用を徹底する。  
出張・庁内会議開催の抑制、時差勤務・在宅勤務制度の活用促進等を図る。  
家庭内感染の予防に努める。

##### (2)午後8時以降の外出自粛要請

時間外勤務の抑制、土曜開庁や緊急対応を除く土日出勤の原則禁止を行う。  
公的な会食の原則禁止、私的な会食は極力行わないことを要請する。

#### 3 市民の安全を守るための共通事項

##### (1)公共施設の利用

公共施設は原則開館する。  
公共施設の利用人数は定員の50%とし、夜間枠は休止し午後8時までには閉館する。  
公共施設の調理室は原則休止する。

##### (2)イベント、講座等の制限

可能な限りオンライン、動画配信等の方法に変更し、中止、延期も検討する。  
適切な感染予防策がとられていることを前提に、主催者等が開催可否を判断する。  
開催する場合は予約制や定員制を設けるなど工夫し、三密を回避する。

飲食を伴うものは自粛とする。  
午後8時までに完全撤収する。

#### 4 教育活動

各種ガイドライン等に基づく感染症対策を徹底し、学校における教育活動、生涯学習活動を継続する。感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動は、代替策を実施するか、延期・休止する。

日野市立幼稚園及び小中学校の教育活動は継続  
飛沫感染の可能性が高い学習活動及び部活動は実施しない  
学校施設開放は緊急事態宣言期間中の利用を休止

#### 5 子育て関連

児童館、学童クラブ、新たな放課後子ども教室、保育所、子育てひろば等の子育て関連施設は、感染防止策を徹底しつつ原則開所する。

#### 6 中小企業事業者への支援

緊急事態宣言により影響のある市内中小企業事業者に対して緊急支援策を講じる。

#### 7 交通

市のミニバス及びワゴンタクシーは通常運行する。

#### 8 市立病院

令和2年4月7日緊急事態宣言以降実施している対応を継続する。

#### 9 市民への情報発信

##### (1)迅速な情報発信

広報、ホームページ、LINE 等を活用し、迅速かつ積極的に市民への情報発信を行う。

##### (2)相談事業の継続

自粛生活で生ずる様々な市民の悩み事に対応するため相談事業は継続する。

以上